

3 平成 29 年度における不服申立ての処理状況

(1) 行政文書開示請求に係るもの

(7) 平成 29 年度中に広島県情報公開・個人情報保護審査会が答申を行ったもの又は実施機関が裁決若しくは決定を行ったもの(69 件)

【諮問番号順】

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 139	特定日付け戒告処分に係る起案 文書	15. 7. 29	15. 8. 12	部分開示	第 2 号 第 6 号	知事 (人事室)	15. 8. 25	16. 3. 23	30. 3. 29	一部認容		
(情) 140	始業時間に勤務していなかった 職員氏名及び人事上の措置, 具体 的取扱いについて規定した文書	15. 12. 8	15. 12. 22	不存在		知事 (人事室)	15. 12. 29	16. 3. 23	27. 3. 16	原処分妥当	29. 5. 2	答申どおり (棄却)
(情) 147	特定日付け懲戒処分に関する起 案文書及び起案文書以外の文書 (聴取書・報告)	16. 5. 23	16. 6. 2	部分開示 /不開示	第 2 号 第 6 号	知事 (人事室)	16. 6. 27	16. 8. 12	30. 3. 29	一部認容		
(情) 148	特定日付け懲戒処分に関する起 案文書及び起案文書以外の文書 (聴取書・報告)	16. 6. 8	16. 6. 16	部分開示 /不開示	第 2 号 第 6 号	知事 (人事室)	16. 6. 28	16. 8. 12	30. 3. 29	一部認容		
(情) 154	特定市道について交通規制を実 施しないこととした決裁文書等 及び諮問実施機関が道路法を超 越した裁量権を有することを説 明する文書	16. 10. 3	16. 10. 18	不存在		警察本部長	16. 11. 3	16. 12. 22	29. 12. 28	原処分妥当	30. 3. 7	答申どおり (棄却)
(情) 161	「セクハラ防止要綱」の規定に関 する職場研修の実施勧告等に係 る文書	16. 3. 16	16. 5. 11	不存在		知事 (人事室)	16. 5. 23	17. 4. 6	29. 1. 16	原処分妥当	29. 7. 19	答申どおり (棄却)
(情) 162	「セクハラ防止要綱」の規定にお ける管理監督者の責務である必 要な措置を講じた記録等に係る 文書	16. 3. 16	16. 5. 11	不開示	第 2 号 第 6 号	知事 (人事室)	16. 5. 23	17. 4. 6	29. 1. 16	原処分妥当	29. 7. 19	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内 容
(情) 160	叙勲等の功績調書, 刑罰等調書	16. 3. 8	16. 9. 30	部分開示	第2号 第5号 第6号	知事 (秘書室)	16. 11. 23	17. 3. 1	28. 12. 27	一部認容	29. 4. 26	答申どおり (一部認容)
(情) 163	特定日付け懲戒処分に関する起 案文書及び聴取書	16. 3. 16	16. 3. 30	部分開示	第2号 第6号	知事 (人事室)	16. 5. 23	17. 4. 6	30. 3. 29	一部認容		
(情) 167	特定日付け懲戒処分に関する起 案文書及び起案文書以外の文書 (聴取書・報告)	16. 12. 19	17. 1. 4	部分開示 /不開示	第2号 第6号	知事 (人事室)	17. 3. 5	17. 6. 20	30. 3. 29	一部認容		
(情) 169	特定市道の自動車交通不能とさ れている箇所について「『付近住 民の要望』により通行禁止等を行 っていない」という事実を明らか にする文書等	17. 6. 4	17. 6. 15	不存在		警察本部長	17. 6. 26	17. 8. 4	29. 12. 28	原処分妥当	30. 3. 7	答申どおり (棄却)
(情) 181	審査請求に係る再々弁明書の提 出依頼により提出された文書	16. 4. 8	16. 4. 22	不存在		知事 (砂防室)	16. 6. 13	17. 12. 22	29. 7. 26	原処分妥当	29. 10. 26	答申どおり (棄却)
(情) 182	審査請求の裁決に至るまで審査 庁が確認・作成した文書	16. 4. 11	16. 4. 26	不存在		知事 (砂防室)	16. 6. 13	17. 12. 22	29. 7. 26	認容	30. 6. 19	答申どおり (認容)
(情) 183	特定日付けの裁決書に記載され た事実関係を証明する文書	16. 4. 11	16. 4. 26	不存在		知事 (砂防室)	16. 6. 13	17. 12. 22	29. 7. 26	原処分妥当	29. 10. 26	答申どおり (棄却)
(情) 184	特定日付けの裁決書に記載され た事実関係を証明する文書	16. 4. 11	16. 4. 26	部分開示	第2号	知事 (砂防室)	16. 6. 13	17. 12. 22	29. 7. 26	原処分妥当	30. 3. 16	答申どおり (棄却)
(情) 185	審査請求に係る裁決書等の起案 文書	16. 4. 11	16. 4. 26	部分開示	第2号	知事 (砂防室)	16. 6. 13	17. 12. 22	29. 7. 26	原処分妥当	30. 3. 16	答申どおり (棄却)
(情) 186	審査請求に係る裁決書等に至る までに確認した処分庁から提出 された書類等	16. 4. 11	16. 4. 26	不存在		知事 (砂防室)	16. 6. 13	17. 12. 22	29. 7. 26	原処分妥当	30. 3. 16	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 199	駐車整理票に個人情報を記載させることが個人情報保護条例に違反しないとする法的根拠等が明記された文書	17. 9. 25	17. 10. 11	不存在		知事 (総務室)	17. 10. 16	18. 2. 14	29. 8. 8	原処分妥当		
(情) 200	特定日に県庁外来者駐車場を利用した車両に関する駐車整理票及び駐車場等管理日誌	17. 10. 30 17. 11. 6 17. 11. 20	17. 11. 14 17. 11. 22 17. 12. 5	部分開示	第 2 号	知事 (総務室)	17. 12. 18	18. 2. 14	29. 8. 8	原処分妥当		
(情) 201	特定日に県庁外来者駐車場を利用した車両に関する駐車整理票及び駐車場等管理日誌	17. 9. 25 17. 10. 16 17. 10. 23	17. 11. 25 17. 12. 5 17. 12. 5	部分開示	第 2 号	知事 (総務室)	17. 12. 18	18. 2. 14	29. 8. 8	原処分妥当		
(情) 202	特定橋梁から特定市道への右折進入を禁止する通行規制をしていない根拠となる部内資料	17. 12. 26	18. 1. 11	不存在		警察本部長	18. 2. 12	18. 3. 9	29. 12. 28	原処分妥当	30. 3. 7	答申どおり (棄却)
(情) 204	実施機関が特定市道を「高齢者であっても自動車での通行において安全な公共道路」などと認定している事実を明らかにする文書等	18. 2. 12	18. 2. 27	不存在		警察本部長	18. 3. 12	18. 4. 6	29. 12. 28	原処分妥当	30. 3. 7	答申どおり (棄却)
(情) 205	実施機関が特定市道を審査請求人のいう「自動車の運転免許基準」に適合する道路であると認識している事実を明示している文書等	18. 2. 12	18. 2. 27	不存在		警察本部長	18. 3. 12	18. 4. 6	29. 12. 28	原処分妥当	30. 3. 7	答申どおり (棄却)
(情) 206	特定日付け懲戒処分に関する起案文書及び起案文書以外の文書（聴取書・報告）	17. 10. 23	17. 11. 7	部分開示 /不開示	第 2 号 第 6 号	知事 (人事室)	17. 12. 18	18. 4. 27	30. 3. 29	一部認容		

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 207	自家用車等により県庁に出張した県職員の県庁外来者駐車場利用に関する記録（旅行命令簿等）	18. 2. 26	18. 3. 14	不存在		知事 (総務室)	18. 4. 2	18. 5. 10	29.12.8	認容		
(情) 208	実施機関が特定市道を「高齢者であっても自動車での通行において安全な公共道路」などと認定している事実を明らかにする文書等	18. 2. 12	18. 2. 23	不存在		公安委員会	H18. 3. 12	18. 5. 11	29.12.28	原処分妥当	30.3.7	答申どおり (棄却)
(情) 209	実施機関が特定市道を異議申立人のいう「自動車の運転免許基準」に適合する道路であると認識している事実を明示している文書等	18. 2. 12	18. 2. 23	不存在		公安委員会	H18. 3. 12	18. 5. 11	29.12.28	原処分妥当	30.3.7	答申どおり (棄却)
(情) 222	県庁外来者駐車場の駐車整理票に個人情報を記載させることが適法であることが明記されている文書	18. 9. 18	18. 10. 3	開示		知事 (総務室)	H18. 10. 9	18. 10. 27	29.8.8	認容		
(情) 223	特定市道等について交通規制を行わない根拠及び当該市道に係る実査における道路幅員等の実測値を記録した文書	18. 8. 20	18. 9. 5	不存在		警察本部長	H18. 9. 10	18. 11. 6	29.12.28	原処分妥当	30.3.7	答申どおり (棄却)
(情) 224	特定日に行った砂防事業現地調査の事前調査資料及び実施結果資料	16. 6. 6	16. 6. 21	部分開示 /不存在	第2号	知事 (砂防室)	16. 6. 27	18. 11. 24	29.7.26	原処分妥当	30.6.19	答申どおり (棄却)
(情) 230	県庁外来者駐車場の駐車整理票に虚偽の記載をされた場合に駐車を許可又は拒絶する根拠が明記されている文書外	18. 10. 29	18. 11. 13	不存在		知事 (総務室)	18. 12. 3	18. 12. 26	29.8.8	原処分妥当		

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 231	県庁外来者駐車場を勤務時間外に使用した特定職員に対する注意処分を記録した文書外	18.11.5	18.11.21	不存在		知事 (総務室)	18.12.3	18.12.26	29.12.8	原処分妥当		
(情) 232	消防学校の常勤職員の広島県庁への出張に係る自家用車公務使用申請書	18.9.18	18.11.17	不存在		知事 (消防学校)	18.12.3	19.1.22	30.3.13	原処分妥当	30.8.14	答申どおり (棄却)
(情) 233	消防学校の常勤職員の広島県庁への出張に係る旅行命令簿及び復命書	18.9.18	18.11.17	部分開示 /開示	第2号	知事 (消防学校)	18.12.10	19.1.22	30.3.13	原処分妥当	30.8.14	答申どおり (棄却)
(情) 234	特定職員の自家用車公務使用申請書外	18.11.5	18.12.28	不存在		知事 (消防学校)	19.1.4	19.1.22	30.3.13	原処分妥当	30.8.14	答申どおり (棄却)
(情) 242	自家用車通勤している職員からの職員駐車場使用料の徴収に関する文書	19.1.8	19.1.29	不存在		知事 (総務室)	19.2.18	19.3.5	29.12.8	原処分妥当		
(情) 266	消防学校に所属する職員の自家用車公務使用による県庁への出張の旅費支給額が記載された文書	19.1.14	19.2.5	不存在		知事 (消防学校)	19.4.1	19.5.16	30.3.13	原処分妥当	30.8.14	答申どおり (棄却)
(情) 277	外来者用駐輪場の利用について、職員が利用することを許可している記述がある文書外	19.3.11	19.3.26	不存在		知事 (総務室)	19.4.22	19.6.26	29.12.8	一部認容		
(情) 314	特定の自動車5台に関する駐車整理票等	19.10.14	19.10.30	不存在		知事 (総務室)	19.11.11	19.12.17	29.8.8	原処分妥当		

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 404	特定日付け懲戒処分に関する起 案文書及び起案文書以外の文書 (聴取書・報告)	20.4.1	20.4.17	部分開示 /不開示	第2号 第6号	知事 (人事課)	20.4.29	20.11.18	30.3.29	一部認容		
(情) 405	特定日付け懲戒処分に関する起 案文書及び起案文書以外の文書 (聴取書・報告)	20.4.1	20.4.17	部分開示 /不開示	第2号 第6号	知事 (人事課)	20.4.29	20.11.18	30.3.29	一部認容		
(情) 406	特定日付け懲戒処分に関する起 案文書及び起案文書以外の文書 (聴取書・報告)	20.4.29	20.5.15	部分開示 /不開示	第2号 第6号	知事 (人事課)	20.6.8	20.11.18	30.3.29	一部認容		
(情) 407	特定日付け懲戒処分に関する起 案文書及び起案文書以外の文書 (聴取書・報告)	20.4.29	20.5.15	部分開示 /不開示	第2号 第6号	知事 (人事課)	20.6.8	20.11.18	30.3.29	一部認容		
(情) 408	特定日付け懲戒処分に関する起 案文書及び起案文書以外の文書 (聴取書・報告)	20.9.23	20.10.8	部分開示 /不開示	第2号 第6号	知事 (人事課)	20.11.3	20.11.18	30.3.29	一部認容		
(情) 409	特定日付け懲戒処分に関する起 案文書及び起案文書以外の文書 (聴取書・報告)	20.9.23	20.10.8	部分開示 /不開示	第2号 第6号	知事 (人事課)	20.11.3	20.11.18	30.3.29	一部認容		
(情) 410	特定日付け懲戒処分に関する起 案文書及び起案文書以外の文書 (聴取書・報告)	20.9.23	20.10.8	部分開示 /不開示	第2号 第6号	知事 (人事課)	20.11.3	20.11.18	30.3.29	一部認容		
(情) 411	特定日付け懲戒処分に関する起 案文書及び起案文書以外の文書 (聴取書・報告)	20.9.23	20.10.8	部分開示 /不開示	第2号 第6号	知事 (人事課)	20.11.3	20.11.18	30.3.29	一部認容		
(情) 412	特定日付け懲戒処分に関する起 案文書及び起案文書以外の文書 (聴取書・報告)	20.9.23	20.10.8	部分開示 /不開示	第2号 第6号	公営企業 管理者	20.11.3	20.11.18	30.3.29	一部認容		

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
26(情) 9	特定専門学校の廃止及び設置者 変更に係る私立学校審議会議事 録並びに同専門学校の設置者変 更に係る県担当職員と関係者との 会話録	26. 2. 17	26. 5. 7	部分開示 /不開示	第2号 第3号 第5号 第6号	知事 (学事課)	26. 6. 30	27. 3. 12	28. 11. 30	一部認容	29. 9. 22	答申どおり (一部認容)
27(情) 1	県有地に係る売買契約書, 売却処 分に係る起案文書及び入札書	27. 8. 18	27. 8. 31	部分開示	第2号 第3号	知事 (財産管理課)	27. 10. 30	27. 11. 5	29. 3. 1	認容	29. 4. 13	答申どおり (認容)
27(情) 4	特定期間の広島県教育長の業務 日報等教育長の職務の内容が分 かる全ての文書（1日毎の動きが 分かるもの）	28. 1. 7	28. 1. 21	不存在		教育委員会	28. 1. 28	28. 2. 22	29. 5. 25	原処分妥当	29. 7. 19	答申どおり (棄却)
28(情) 1	特定日以前に特定高等学校3校 の校長が駐広島大韓民国総領事 館関係者と連絡を行った事が分 かる全ての文書	28. 2. 24	28. 3. 7	不存在		教育委員会	28. 3. 10	28. 4. 19	29. 5. 25	原処分妥当	29. 7. 19	答申どおり (棄却)
28(情) 2	検定中教科書閲覧問題に関する 文部科学省の調査に対する報告 及びこの問題に付随する教職員 への通達等関係文書	28. 3. 14	28. 3. 28	部分開示	第2号	教育委員会	28. 4. 8	28. 6. 3	29. 5. 25	一部認容	29. 7. 19	答申どおり (一部認容)
28(情) 3	県教育長に特定日特定時間帯の 勤務に対する給与が支払われて いることが分かる文書及び同日 の県教育長の残業届	28. 2. 24	28. 3. 4	不存在		教育委員会	28. 3. 10	28. 6. 3	29. 5. 25	原処分妥当	29. 7. 19	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
28(情) 4	特定高等学校3校の校長が地方 公務員法第31条による服務宣誓 を行ったことが分かる資料	28.3.10	28.5.2	不存在		教育委員会	28.5.10	28.9.15	29.5.25	原処分妥当	29.7.19	答申どおり (棄却)
28(情) 5	県教育長のタクシー利用の状況 及び原因が分かる文書	28.4.5	28.5.18	不存在		教育委員会	28.6.6	28.10.11	29.5.25	原処分妥当	29.7.19	答申どおり (棄却)
28(情) 6	平成28年度の警察本部の法律顧 問弁護士の辞任及び後任の委嘱 に関する書類並びに両弁護士へ の報酬について分かる書類	28.8.3	28.8.15	部分開示	第2号 第3号 第6号	警察本部長	28.8.18	28.11.9	30.3.29	一部認容	30.7.25	答申と異なる (一部認容)
28(情) 7	平成28年度の警察本部の法律顧 問弁護士の辞任及び後任の委嘱 に関する書類並びに両弁護士へ の報酬について分かる書類	28.8.3	28.8.15	部分開示	第2号 第3号 第6号	警察本部長	28.8.18	28.11.9	30.3.29	一部認容	30.7.25	答申どおり (一部認容)
28(情) 8	広島県総務事務課が警察本部の 依頼で平成28年8月に歳入歳出 外現金の払い出しを行った関係 書類	28.9.5	28.9.20	部分開示	第2号 第3号 第4号 第6号	知事 (総務事務課)	28.9.26	28.11.18	30.3.29	一部認容		
28(情) 9	平成27年度の県立高等学校にお ける韓国語・朝鮮語採択に関する 各県立高等学校内の議事等の文 書	28.3.29	28.4.28	不存在		教育委員会	28.5.10	28.11.22	29.5.25	認容	29.7.19	答申どおり (認容)
28(情) 10	県教育長の出退勤時刻の分かる 全ての文書	28.4.5	28.4.19	不存在		教育委員会	28.5.10	28.12.6	29.5.25	原処分妥当	29.7.19	答申どおり (棄却)
28(情) 11	県教育長が地方公務員法第31条 による服務宣誓を行ったことが 分かる全ての資料	28.3.10	28.5.2	不存在		教育委員会	28.5.10	28.12.6	29.5.25	原処分妥当	29.7.19	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
28(情) 12	平成 28 年度の県警察本部の特定 弁護士事務所への支払い他関係 書類	28. 8. 18	28. 9. 14	存否応答 拒否		警察本部長	28. 9. 21	28. 12. 15	<u>30. 3. 29</u>	認容	30. 7. 25	答申どおり (認容)
28(情) 13	県庁構内の来庁者駐輪場におけ る放置自転車について、特定日の 意見申し出が行われた後、総務課 が行った話合いに関する文書	28. 10. 25	28. 11. 7	不存在		知事 (総務課)	28. 11. 11	29. 1. 24	<u>29. 10. 17</u>	原処分妥当	<u>30. 3. 30</u>	答申どおり (棄却)
28(情) 14	平成 27 年度の広島県教育委員会 における内部処分(訓戒, 注意等) の詳細な内容に関する文書	28. 2. 18	29. 1. 18 (28. 3. 3)	部分開示 (不開示) ※職権に よる処分 変更	第 2 号	教育委員会	28. 4. 24	29. 1. 27	<u>29. 10. 17</u>	原処分妥当	<u>29. 12. 11</u>	答申どおり (棄却)
28(情) 15	特定学校の生徒の自殺事案に係 る調査委員会の会議録及び当該 調査委員会による関係者等から の聴き取り調査時のメモ	28. 7. 9	28. 7. 25	不存在		教育委員会	28. 8. 25	29. 2. 14	<u>30. 2. 19</u>	原処分妥当	30. 4. 20	答申どおり (棄却)
28(情) 19	特定地方裁判所の特定事件の訴 訟代理人である特定弁護士に係 る関係書類	28. 10. 19	28. 12. 2	存否応答 拒否		警察本部長	28. 12. 6	29. 3. 16	<u>30. 3. 29</u>	原処分妥当	30. 7. 25	答申どおり (棄却)
28(情) 20	特定地方裁判所の特定事件に関 係する書類の一切(訴訟代理人の 情報を含む。)	28. 11. 21	28. 12. 2	存否応答 拒否		警察本部長	28. 12. 6	29. 3. 16	<u>30. 3. 29</u>	原処分妥当	30. 7. 25	答申どおり (棄却)
28(情) 21	特定高等裁判所の特定事件の関 係書類(訴訟代理人の報酬に関す る書類を含む。)	28. 12. 7	28. 12. 15	存否応答 拒否		警察本部長	28. 12. 19	29. 3. 16	<u>30. 3. 29</u>	原処分妥当	30. 7. 25	答申どおり (棄却)

(イ) 平成 29 年度中に諮問の取下げがあったもの (1 件)

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
28(情) 17	秘密文書の取扱いに関する訓令 及び通達等の全て	28. 8. 3	28. 9. 30	部分開示	第 4 号 第 6 号	警察本部長	28. 11. 17	29. 3. 16			<u>29. 9. 13</u>	諮問取下げ

(ウ) 平成 29 年度中に新たに広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったもの (9 件)

【諮問番号順】

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
29(情) 1	県庁舎敷地内の横断歩道白線の補修を県民から求められたこと及び補修の判断、補修業務に関する進捗状況等が分かる文書	<u>29.6.16</u>	<u>29.6.30</u>	不存在		知事 (総務課)	<u>29.7.6</u>	<u>29.8.22</u>	30.6.14	原処分妥当		
29(情) 2	放射性物質汚染対処特措法に基づく環境省から広島県への要請文等及びこれらの要請文等に対する広島県の回答書等	28.9.8	28.9.23	不存在		知事 (循環型社会課)	28.12.8	<u>29.10.4</u>	30.7.12	認容		
29(情) 3	県庁舎と市民病院の間等の横断歩道のない道路を横断することにつき、広報課の管理職が調査、注意・指導、事実確認等を行ったことが分かる文書	<u>29.8.8</u>	<u>29.8.18</u>	不存在		知事 (広報課)	<u>29.8.21</u>	<u>29.10.5</u>	30.6.14	原処分妥当		
29(情) 4	広島中央警察署の国旗が不掲揚だったことに関して署内で検討した(再発防止策を含む。)ことが分かる文書	<u>29.6.2</u>	<u>29.6.16</u>	不存在		警察本部長	<u>29.6.20</u>	<u>29.10.11</u>	30.6.14	原処分妥当	30.8.8	答申どおり (棄却)
29(情) 5	特定日に行われた韓国修学旅行説明会に関する県教育長の支出	<u>29.5.19</u>	<u>29.5.31</u>	部分開示	第2号 第3号	教育委員会	<u>29.6.16</u>	<u>29.10.26</u>	30.8.31	一部認容		
29(情) 6	特定日に行われた韓国修学旅行説明会において県教育長が誰と話し合いを行ったか分かる文書	<u>29.5.19</u>	<u>29.5.31</u>	不存在		教育委員会	<u>29.6.7</u>	<u>29.10.26</u>	30.8.31	原処分妥当		

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
29(情) 7	広島水道用水供給事業二期トンネル整備工事（海田～矢野工区） 予定価格の算出根拠	29.9.13	29.9.28	部分開示	第3号	公営企業 管理者	29.10.10	29.12.18				
29(情) 8	県教育長の旅行命令（依頼）簿（平成24年度及び平成25年度分）	29.6.23	29.8.22	部分開示	第2号	教育委員会	29.10.3	30.3.12				
29(情) 9	広島県行政書士会特定会員に係る会員の処分における広島県行政書士会からの広島県への報告書類一式	29.10.21	29.11.6	存否応答 拒否		知事 (総務課)	29.12.27	30.3.19				

(イ) 平成 29 年度中に審査請求の取下げがあったもの (1 件)

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
—	農地への産業廃棄物不法投棄疑惑に関して、相談、調査依頼された時系列内容と調査結果を記録した聞取り票又はこれに類する関係・関連書類	29. 3. 22	<u>29. 5. 8</u>	部分開示	第 2 号 第 3 号 第 5 号 第 6 号 第 7 号	知事 (東部厚生 環境事務所)	<u>29. 8. 8</u>				<u>29. 9. 20</u>	審査請求取下げ

※「不開示理由」欄に掲載している不開示情報

広島県情報公開条例第 10 条

第 1 号 (法令秘情報), 第 2 号 (個人情報), 第 3 号 (事業活動情報), 第 4 号 (犯罪の予防・捜査等情報), 第 5 号 (審議, 検討, 協議等に関する情報), 第 6 号 (行政執行情報), 第 7 号 (任意に提供された情報)

(2) 保有個人情報開示請求に係るもの

(7) 平成 29 年度中に広島県情報公開・個人情報保護審査会が答申を行ったもの又は実施機関が裁決若しくは決定を行ったもの (4 件)

【諮問番号順】

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
27(個) 1	特定日に特定警察署で受理した物件事務報告書及び交通事故メモ	27. 1. 30	27. 2. 13	部分開示	第 3 号 第 5 号 第 7 号	警察本部長	27. 4. 10	27. 6. 4	29. 2. 7	原処分妥当	<u>29. 5. 17</u>	答申どおり (棄却)
28(個) 7	特定学校法人がいじめ防止対策推進法に基づいて広島県に提出した報告文書等	28. 9. 7	28. 9. 21	不存在		知事 (学事課)	28. 11. 9	28. 12. 27	<u>29. 10. 30</u>	原処分妥当	<u>29. 12. 26</u>	答申どおり (棄却)
28(個) 8	高等学校等就学支援金に係る実績報告における本人の支給実績部分	28. 9. 7	28. 9. 21	開示		知事 (学事課)	28. 11. 10	28. 12. 27	<u>29. 10. 30</u>	原処分妥当	<u>29. 12. 26</u>	答申どおり (棄却)
28(個) 9	特定学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会の会議録及び当該調査委員会による関係者等からの聴き取り調査時のメモ	28. 7. 9	28. 7. 28	不存在		教育委員会	28. 8. 25	29. 2. 14	<u>30. 2. 19</u>	原処分妥当	<u>30. 4. 20</u>	答申どおり (棄却)

(イ) 平成 29 年度中に諮問の取下げがあったもの (0 件)

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
該当なし												

(ウ) 平成 29 度中に新たに広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったもの (2 件)

【諮問番号順】

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
29(個) 1	私が広島県知事に対し提出した 質問状に関し, 当該質問状の存在 又は通知を本人が直接知ったこ とが分かる文書 (選挙用看板証票 の件)	<u>29. 7. 7</u>	<u>29. 7. 21</u>	不存在		知事 (総務課)	<u>29. 7. 27</u>	<u>29. 9. 19</u>	30. 6. 14	原処分妥当		
29(個) 2	私が広島県知事に対し提出した 質問状に関し (選挙用看板証票の 件), 回答を本人が行わなかった 経緯及び誰が指示若しくは委任 を行ったかが分かる文書	<u>29. 7. 7</u>	<u>29. 7. 21</u>	不存在		知事 (総務課)	<u>29. 7. 27</u>	<u>29. 9. 19</u>	30. 6. 14	原処分妥当		

(I) 平成 29 年度中に審査請求の取下げがあったもの (0 件)

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
該当なし												